

普通預金（決済用普通預金）規定

普通預金（決済用普通預金）規定

普通預金（決済用普通預金）（以下、「本預金」といいます。）については、普通預金規定（または総合口座取引規定または普通預金（照合表口）規定）によるほか、次の規定（以下、「本規定」といいます）により取扱います。

なお、普通預金規定（または総合口座取引規定または普通預金（照合表口規定））と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. 利息

普通預金規定にかかわらず本預金には利息をつけません。

2. 普通預金への切替え

- （1）この預金口座を普通預金へ切替えるときは、当行所定の手続をしてください。普通預金への切替えを行った場合は、普通預金（決済用普通預金）規定の適用を取止め、普通預金規定（または総合口座取引規定または普通預金（照合表口）規定）を適用するものとします。
- （2）前項にて切替え後の普通預金には、普通預金規定にもとづき利息をつけます。

3. 規定の変更

- （1）本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
- （2）前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- （3）前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上

（2019年10月1日現在）